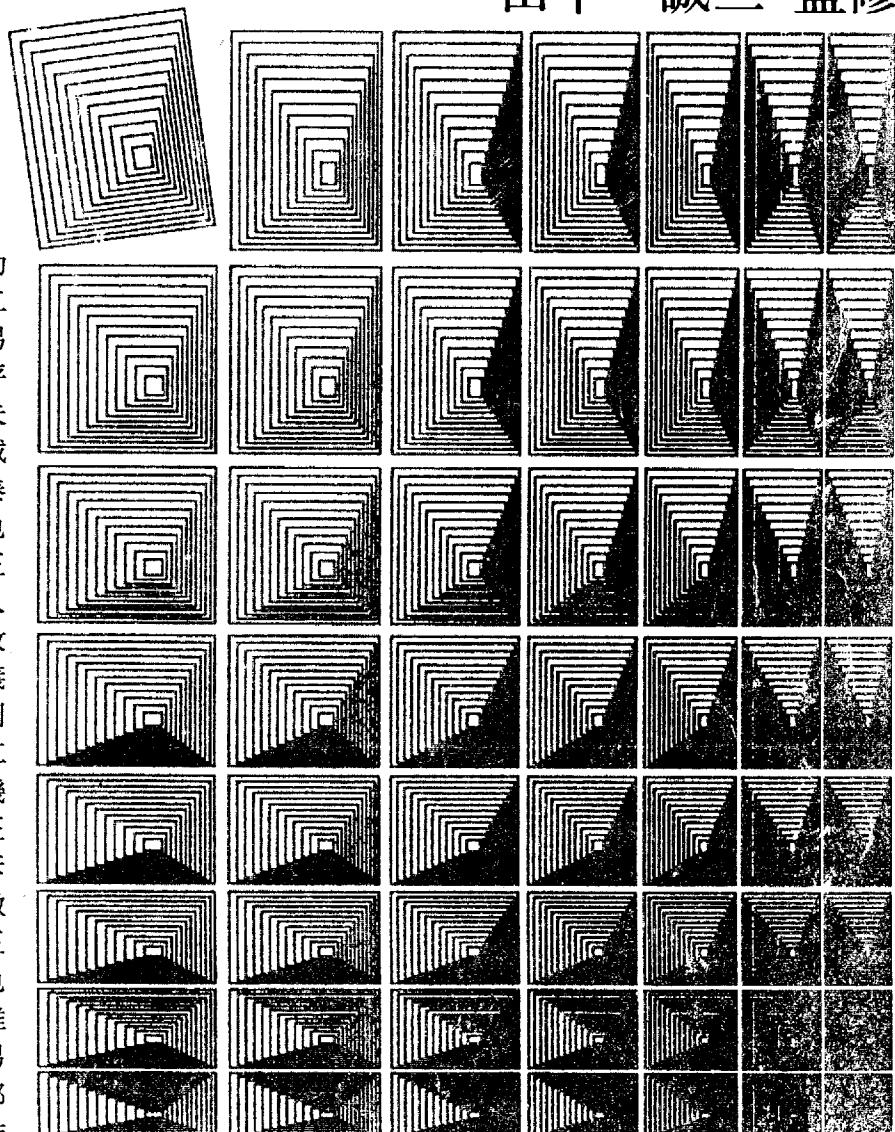


新版

和議・会社整理・特別清算 実務と理論の問題点

田中 誠二 監修



助二男平夫誠泰也三人敏義利仁機正彦徹三也雄男郎作慶康武安睦羅雅益壽秀忠有英安威省浩英治一順橋内代口原比岡田野村村田永内嶋田上下宅山井田森永高竹田谷田多時永長中野羽福堀松松三道三村森山山吉(五十音順)充信男郎直靖司明久幸昭一彦郎夫晴勝章彦郎善正隆一正真豊正利孝善一正千重英親二山木藤近田井川十俣中形野沢曳口木藤田木荒安家池石石五猪今尾奥倉古才鈴須宗高青麻

監査委員の職務権限

弁護士 竹内康一

はじめに

特別清算は、商法第二編「会社」第四章「株式会社」第九節「清算」第二款「特別清算」に規定された統である。同節第一款は「総則」通常清算を定めるが、総則である上、同節第二款「特別清算」にも然適用される。

右のような成文法の縦割りを離れて、「倒産法」(新堂幸司・霜島甲一・青山善充編教材倒産法一頁)、あるいは、「倒産処理法」(谷口安平・倒産処理法五頁以下)という、すでに確立した観のあるジャンルのなかで、特別清算は不遇であると同時に、好評で

六〇〇万円以上の倒産件数は、六四六八件である（東京商工リサーチ調査による）。他方、裁判上の処理は、企業破産九九八件（破産の総数一万二四七六件。このうち個人破産は一萬一四八〇件）、更生九件、和議七七件、整理一六件、特別清算五八件という状況である（平成二年司法統計年報I民事行政編二九〇頁、二九八頁、二九九頁、二三三頁、二三四頁）。しかし、数少ない裁判上の処理のなかで、特別清算といは伝統的に利用の頻度が少ないといい立場は変わらない。ただ、最近の統計数値（平成二年から三年にかけて

や和議申立件数の著しい減少ぶりであり、一方、特別清算が統計的には従前レベルを維持していることであらうか(前掲司法統計年報六頁以下)。

第二は、商業登記の側面からいえば、平成二年の株式会社の解散登記(商法四一六条・九六条)は、八三九八件(合併による解散登記を除く。数値統計は、法務省第一〇四民事訟務人権統計年報I二〇頁)であり、ほぼ同数の株式会社が清算手続に入ったものと思われるが、このうち商法四一八条の届出をなしたのは、その約五分の一である一六四八件(前掲司法統計年報

第三は、倒産法が想定している利害関係人間の深刻な利害衝突がすでに円満に解決され、もはや争いの存在しないところで、別の重大目的(主として親子会社間あるいは関係会社間の債権・債務の整理を、無償の譲与による収益認定を避けつつ法人税基本通達九一四一一。親子会社間に限られないことにつき、瀧川哲男監修・コンメントアル法人税基本通達四八八頁)、また貸倒れの損金算定を確実にするため(法人税基本通達九一六一一・九一六一五)に特別清算が好んで利用される(もちろん

もある。その意味は次の点にある。
第一は、経済界の倒産処理の大部
分は裁判外でなされるという現状が
続いている。平成二年の負債総額一

の、いわゆるバル破綻による数値はあまりにも目新しいので除外する)を昭和五四年頃の統計数値と比較して目をひくのは、なんといつても会社更生法の、なんといつても会社更生法

頁)。なお、右特別清算申立義務に違反した清算行為(たとえば売却行為)を無効とするのが判例である(大阪地判昭和三五・一・一四下民集一一卷一号)

一三五頁)にとどまる。しかも、解散し清算する会社は、後述のとおり、そのほとんどすべてが債務超過の状況にあるので、これら八三九八の会社の清算人には破産宣告請求義務(商法四三〇条・一二四条、民法八一条)、あるいは特別清算申立義務(商法四三一条二項)があるが、このうち特別清算に一步を進めたのは五八件にすぎない(前掲司法統計年報二三四

らず、実際に於て行はれて居ないと謂つてもよい。」(田中耕太郎・改正商法及有限会社法概説三三頁) というものであつたし、また「実際株式会社の清算はどういふやうなことになつて居るかといふと、会社が何等かの事由に依つて解散して、さうして清算手続が遂行せられて、株主及び会社債権者共満足して円満に皆快を別つといふことは殆ど無いのであつて、会社財産が有り余つて居る、会社が非常にうまく行つて居るといふやうな場合に於ては、解散はしない。会社が解散するやうな場合は、必ず会社が債務超過の状態に在るやうな場合である。ところで、さういふ場合に於て、破産になるかといふと、さうではない。破産といふことを極めて嫌がつて、破産を回避しようとする。ところが破産以外の手続を以て清算を進行するとなれば、極めて不公正な事が行はれ易い。」(田中・前掲書二五四頁)。という有様であつた。

かくして、「従つて、さういう事情に鑑みて、新改正法は裁判所の監督の下に清算を行ふといふことにして、債権者を保護したわけである。我が国の大際に徴して見て、清算会社と

いふのは実質は破産なのであるから、実情に照して見て、清算を裁判所の監督の下に公正にやるといふことは、極めて必要なわけである。」(田中・前掲書二五五頁)とされるのである。このようにして、明治三二年、商法一七四条は削除され、清算に関して若干の条文が追加され(商法四一八条、四一九条など)、特別清算が新設され

三 監査委員の意義

おりであり、商法
実務あるいは清算
お相当に違ひ。

知されないこともあります。このような通知の欠缺を理由に、あるいは議事進行の事実上、債権者集会がおよそ取り上げないこともある。

さらに、より根本の次元で述べれば、債権者集会自体が必要的であるか否かについて議論の余地がありう

監査委員は債権者集会をそろの選任の母体であるところ、債権者のために特別清算人の職務の遂行策型では省略されたときに違法とまでい

が公平・誠実であることを監督する機関である（商法四四四条。新版注釈頁「高橋宏志」、白土一幸「清算事務」）企業の整理・再建と清算五六九頁など。

研究二一五頁)。債権者集会が単なる議決機関でしかなく、しかも常設的ではないので(商法四四二条)、これに一〇七九頁、田中誠二・吉永栄助・山関係で必要的とするのか否か判然としないものに、田中誠二・全訂会社法詳論(下)

代わる常置の監督機関（霜島・前掲論文四四三頁）とされる。実体的には、特別清算人の、債権者に対する商法 村忠平・コンメンタル会社法一四三二頁、一四四一頁。なお、必要説が多数）。したがつて、実務が不要説を探る

四三四条の義務を根柢とするというべきである。もつとも、監査委員は、債権者集べきである。

とき（東京地裁は、東京地裁商事部「別清算（一）」判例時報一三〇五号九頁によれば、いわゆる税務対策型と呼ぶ類型に

会の決議をもつて必ず設置することを義務づけられた性質の機関ではない（商法四四四条一項）。したがつて、には、個別の和解等をもつて協定につき開始決定主文においても債権者集会の招集に関する命令を発しないという

債権者集会の目的たる事項(商法四四二条・一三三一条一項)として通常の債権者集会の議論が終結に至る。このことなく特別清算が終結に至る場合では、終結まで債権者集会が開催されることは、原則として認められない。

ない」ということもありうる。とすれば、監査委員もありえないこととなる。

なお、この場合、会社財産の処分など商法四四五条一項の同意について、同条二項の裁判所の許可をもつて恒常に代替させることとなるわけである。監査委員はその選任母体、職務内容、員数などからして破産法一七〇条の監査委員と類似する機関と認識されるが（霜島・前掲論文四四四頁、柳原・前掲書二一五頁）、破産法のそれは、第一回債権者集会において、これを「置クカ否」を議決することとされているため、債権者集会の議題として必ず上程される点で、特別清算のそれと大いに異なる。このことは、すでに触れたとおり、監査委員が実務上好遇されないこと併せて、債権者集会の訴訟指揮の程度にもかなりの差をもたらす原因となる。

2 監査委員の意義を考えるにあつては、その選任母体である債権者集会の性質論などにも触れるを得ない点があるが、要点のみをあげれば、債権者が債権者団体という法

体の機関であるとする説（加藤正治・破産法要論三〇三頁、斎藤常三郎・日本破産法一九五頁）、債権者集会の代表機関とする説（山木戸克己・破産法八四頁）、あるいは清算会社との間の委任関係によつて規律される清算会社の機関とする説（霜島・前掲論文四四四頁）で改説される前の旧説へ注釈会社法(8)のII三〇三頁など）がある。抽象論議を別にして、監査委員を債権者集会の機関としてとらえ、債権者集会が上位的位置にあることを認めれば足りると思われる。債権者集会は監査委員をスーパーシードする（破産法一八三条）立場にある。

3 監査委員は、後に述べるように、特殊の清算行為につき同意を与える（商法四四五条一項）、協定案につき意見を開陳し（商法四四七条）、一定の申立権を有し（商法四五二条など）、まことに、この目的のため調査権（商法四四条四項・三九〇条一項）を付与さ

れる。右の同意権を通じて、実際上、清算会社の管理機能・保全機能を有するに至ることは承認しなければならない点があるが、要點のみをあげるまい（柳原・前掲書二一五頁）。

ところで、特別清算においては、監査委員をスーパーシードする（破産法一八三条）立場にある。

清算会社の機関（職責は商法二七四条以下）であることは明らかである（商法四五二条一項・四三〇条一項・二七四条ほか）。なお、監査特例法（五条参照）によれば、このほか、昭和二十五年には取締役会の制度が創設され、取締役会が業務執行を決定し、業務監査を行うこととされ（石井照久・商法I〔四三四頁〕）、しかも商法四三〇条二項は、同法二五九条から二六一条までを明文で清算（つまり同時に特別清算）に準必要と思われるが、債権者団体の機関あるいは債権者集会の機関とする立場では、監査役は清算会社の内部監査と特別清算人の監査が同時にあることとなる。このときの監査委員による監査と特別清算人会による監査との関係はどうか。この問題も、結論としては、特別清算人会による監査は清算会社の内部機関による監査であり、監査委員による監査は債権者の利益代表の観点による監査としてのについても、その性質が清算と相反しない限り、解散前の会社の規定が適用されるとらえ、先の監査役と監査委員との関係につき述べたことがそのまま妥当するものと考えられる。

5 監査委員との職務上の競合可能性のあるものに、検査役（商法四五二条）がある。監査委員が私的自治あるいは国民の司法参加の側面があるのに對し、検査役は開始決定の前後を通じて一定の範囲の者の申立ある

いは裁判所の職権により選任され(商法四五二条一項)、その職務内容(商法四五二条・三八八条・三九〇条)報告事項(商法四五三条)も細かく法定され、もしくは個別に命令されている(法定されていない事項、たとえば特別清算人、監査委員の選任・解任に関する事項や、協定成立の見込なども含んでいる〈霜島・前掲論文四九八頁〉)。なお、検査役に債権者の説得をさせることに消極的であるものに、東京地裁商事部・前掲論文判例時報一三〇八号四頁)したがって、公的かつ強制権限を有する(商法三九〇条二項の執行官もしくは警察の援助を求めることができる)裁判所の機関である。裁判所はこれを受けて、いわゆる特別清算処分と呼ぶ商法四五四条の処分をすることができる。実務上、検査役選任については、大阪では昭和五〇年代なれば以降は例がなく、東京では選任事例がないとの報告がなされている(東西倒産実務研究会編・前掲書二八五頁)。

四 監査委員の選任・解任および辞任

監査委員の員数は三名以上たることを要する(商法四四四条四項・二五五条)。認可の裁判の申立手続は、非訴事件手続法の定めるところによる。したがつて、申立人は債権者集会を

1 監査委員を選任するか否かを決するのは、債権者集会である(商法四四四条一項)。その招集通知は、会日(商法四三九条二項)である(非訟事件手続法一〇一条一項)。申立ては、より一週間前に発せられ、その目的が記載されていることを要する(商法四四二条一項・二三三二条二項)。招集中には執行停止の効力がある(非訟事件手続法一三八条ノ一〇第一項)。申立ては裁判所への届出も必要である(非訟事件手続法一三八条ノ八第三項)。

手続の違反については、商法二十四条以下の明文の準用がなく(商法四二条一項)、かえつて決議には認可が必要とされていることから、決議が取消しの訴えなどの余地はない。監査委員の被選任資格には制限がない、法人でもよい(商法四九九条・四九三条一項は、監査委員が法人であることを許容している)。もつとも、具体的な監査委員の人選は、その責任の所在を明確にするため、法人ではなく個人が妥当であろう。監査委員の選任の決議は裁判所の認可を必要とする(商法四四四条三項)。

監査委員の員数は三名以上たることは、申立てに対する裁判(認容・却下とも)に対しても即時抗告ができる(非訟事件手続法一八条)。

認可の申立てに対する裁判(認容・却下とも)には相手方は清算会社(特別代表清算人)となるが、監査委員を債権者団体もしくは債権者集会の機関とするときには相手方は債権者集会といふ

2 監査委員は、その選任母体である債権者集会の決議により、いつでも解任される(商法四四四条二項)。裁判所には直接の解任権がない(この点は立法上、問題というべきである。商法四二六条、破産法一七四条二項参考)。解任の決議は、選任決議と同一の手続により裁判所の認可を受けることを要し、その効力、不服申立ては、申立ての適式性のほか、債権者集会の招集、決議に関する手続の適式法、被選任者の適格などを広く審理すべきである。認可の裁判は告知されることにより効力を生ずる(非訟事件手続法一八条)。

3 監査委員の辞任については規定がない。委任関係であることは問題がないので、いつでも理由のいかんを問わず辞任ができるが(民法六五一条)、その辞任の意思表示の相手方をめぐつて問題がある。理論的には、監査委員を清算会社の機関とすると

ことになる。

ただ後者の立場をとると、辞任の手続として、特別清算では破産と異なり（破産法一七六条）、監査委員に債権者集会の招集申立権がないので、招集を申し立てて集会で辞任すると、行なはざることである。

集会招集権をもつ者、すなわち特別清算人、あるいは少數債権者(商法四三九条一項(ニ)項)に表示すべきことになる。このほうが、かえつて実務的である。

五 監査委員の地位・職

共同して職務を行うが、裁判所の許可を得て職務を分掌できる（商法四四条四項・四〇三条二項、破産法一六三条）。一般には職務分掌を容易に認めようであるが（柳原・前掲書二一七頁）、そもそも商法四四五条の同意付与の議決による監督は本来的な機能というべきであるので、三名を下回る員数の者に同意権限を分掌させるることは違法である（破産法の監査委員

2
監査委員は、清算人の特殊行為について同意をなし(商法四四五条第一項。なお、同条は昭和五六年商法改正により、金三〇〇〇円から引き上げられ、金一〇〇万円以上の価額に關しないときもこの限りではないとされた)、協定またはその変更につき、その協定条件の平等、協定の見込もしくは実行の見込等につき意見を述べ(商法四四八条・四四七条・四五一条。)の意見を述

六 おわりに

六
おわりに

ことになる。

ただ後者の立場をとると、辞任の手続として、特別清算では破産と異なり(破産法一七六条)、監査委員に債権者集会の招集申立権がないので、招集を申し立てて集会で辞任するという方法がとれない。結局、債権者集会招集権をもつ者、すなわち特別清算人、あるいは少數債権者(商法四三九条一項・三項)に表示すべきことになる。このほうが、かえつて実務的である。

五 監査委員の地位・職務・権限

1 監査委員は三名以上であり、共同して職務を行うが、裁判所の許可を得て職務を分掌できる(商法四四条四項・四〇三条二項、破産法一六三条)。一般には職務分掌を容易に認めようであるが(柳原・前掲書二一七頁)、そもそも商法四四五条の同意付与の議決による監督は本来的な機能というべきであるので、三名を下回る員数の者に同意権限を分掌させることは違法である(破産法の監査委員には、同法二六三条の準用がない(同法一七五条))。したがって、職務分掌は五名の監査委員のうち三名に分掌させるとか、商法四四五条一項各号別に監査委員の編成を変えるといふことにならう。

第三者の意思表示は、監査委員の一人に対してなせば足りるが(商法四四条四項・四〇三条二項、破産法一六三条二項)、そもそも意思表示の機関ではないから、これは事実上の伝達、通知の便宜というにとどまる。監査委員の職務違反については、連帯の損害賠償責任がある(商法四四四条四項・四〇三条二項、破産法一六四条)。なお、監査委員は費用の前払いおよび報酬を受ける(破産法一六六条の準用)。

2 監査委員は、清算人の特殊行為について同意をなし(商法四四五条一項。なお、同条は昭和五六年商法改正により、金三〇〇〇円から引き上げられ、金一〇〇万円以上の価額に限らないとき)、たゞその変更につき、その協定条件の平等、協定の見込もしくは実行の見込等につき意見を述べ(商法四四八条・四四七条・四五一条)、この意見を述

右のうち、商法四四五条一項の同意にあたっては、(1)清算財産の増殖となるか、(2)清算事務の迅速な結了に至るかを二つの基準として、適宜その優先順位を考慮あるいは転換して決断することが肝要である。

なお、商法四五六条一項・三九九条の文理からは監査委員に特別清算終結申立権が認められないが、これを肯定する説がある(小野木常・破産法概論一九七頁)。監査委員は、以上の職務の執行のため発起人、取締役、監査役等から報告を求め、帳簿等を検査する権限を有する(商法四四四条四項・三九〇条一項)。

から法の支配に対する真摯な姿勢が打ち出されなければならないし、裁判所においても監査委員に対する直接的な監督権の確保（たとえば解任権）など、関連した事項につき法改正あるいは実務上の改善が求められよう。これを別にして、商法四四五条は、法律的にはいまだ財産の管理処分権を失わない債務超過会社（倒産会社）の債権者にその会社財産に対する部分的な管理処分権を許容しうる根拠として、私的整理など一定分野でその価値を再認識されるべきことを述べておきたい。